

令和四年三月四日提出  
質問第二四号

国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造する企業及びロシア企業への年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）による投資運用に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造する企業及びロシア企業への年金積立金

管理運用独立行政法人（GPIF）による投資運用に関する質問主意書

日本も批准する国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造している企業に対して、日本の年金積立金による株の保有や運用が二〇一七年時点で確認されている。以下、政府として把握しているところを答えられたい。

これは事実か。

現在もそれは続いているのか。

現時点で、クラスター弾を製造している企業及び過去に製造していた企業のうち、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が株を保有運用している企業名を国別にすべてお示し願いたい。

政府として問題との認識はあるのか。また、是正するつもりはあるのか。

GPIFの説明によると厚生年金保険法第七十九条の二によって、現時点で、GPIFはクラスター弾を製造する企業の株式保有を止めることができない、としているがそれは事実か。法律を変えなければ保有を止めることが不可能であるということか。

また、クラスター弾を製造しているといわれるイスラエルの企業の株をGPIFは保有運用している。現在も保有運用しているのか。企業名をお示し願いたい。この企業が製造するクラスター弾がどの国に販売されたかお示し願いたい。

現在、ウクライナに対して、使用されているクラスター弾を製造（部品の製造も含む）している企業の株式をGPIFが保有運用している事実はあるのか。

現在、GPIFが保有運用しているロシア企業の株は約二十社約千七百億円に上るとされている。これは事実か。この中にクラスター弾、核兵器、ミサイル、戦車、戦闘機をはじめとする兵器を製造（部品も含む）している企業及び過去に製造していた企業はあるのか。

また、GPIFはロシアの債券を約五百億円保有しているという話がある。これは事実か。

ウクライナ問題でロシアに対する経済制裁が強まっている。GPIFは、ロシア企業の株式保有運用やロシアの債券保有について見直すつもりはないのか。見直す予定があればいつまでにどのように見直すのか。株式と債券、それぞれについて見解をお示し願いたい。

最後に、GPIFが株を保有運用しているすべての企業の中で、ロシアに武器を輸出・供与している企業

はあるのか、お尋ねする。

最近、質問主意書の手抜き答弁が目に見える。真摯に答弁していただきたい。  
右質問する。